



江差町空家等対策計画

令和8年（2026年）4月



江差町

目 次

第1章 計画策定の趣旨と基本的な方針

- 1 計画策定の背景と目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 本計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 計画の対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - (1)対象とする空家等の種類
 - (2)対象とする地区

第2章 空家等の現状と課題

- 1 空家等の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - (1)人口と世帯の状況
 - (2)空家の状況
 - (3)不良度判定の結果
 - (4)空家等所有者への意向調査
 - (5)意向調査のまとめ
- 2 空家等に関する課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
 - (1)空家等対策の必要性
 - (2)空家等対策に向けた課題

第3章 空家等の対策

- 1 適切な管理の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
 - (1)空家等の実態把握
 - (2)所有者等の当事者意識の醸成
 - (3)空家等の発生抑制の啓発
 - (4)相談体制の整備
 - (5)家財道具等の対処
- 2 流通・利活用の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
 - (1)空き家バンクの活用
 - (2)改修等による空き家の再生
 - (3)子育て世帯の新築・中古住宅購入助成との連携
- 3 特定空家等への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
 - (1)特定空家等の認定
 - (2)特定空家等の措置

(3)除却・解体補助制度	
(4)所有者等が不明な場合についての町の対応	
4 対策の実施体制	22
(1)庁内の組織体制と役割	
(2)関係機関等との連携	
資料	26

第1章 計画策定の趣旨と基本的な方針

1 計画策定の背景と目的

少子高齢化や過疎化の進行によって全国規模で空き家問題が深刻化しており、その中でも特に適切に管理が行われていない空家等が増加し続け、防災・衛生・景観等地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしています。

こうしたなか、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全などを目的として、平成26年11月に「空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）」が公布され、平成27年5月に全面施行されました。また、平成27年2月には、同法第5条に基づく「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針」が示され、同年5月には、「市町村が「特定空家等」の判断の参考となる基準」及び「特定空家等に対する措置」にかかる手続きについてのガイドライン」が示されています。

当町では、平成28年度に「江差町空き家等の適正管理に関する条例（平成28年条例第6号）」を制定し、地域における生活環境の保全や安全で安心できる暮らしの実現に努めており、より一層空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため「江差町空家等対策計画（以下「計画」という。）」を策定します。

用語の定義

法：空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年11月27日法律第127号）

基本指針：空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針（平成27年2月26日）

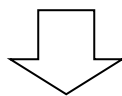
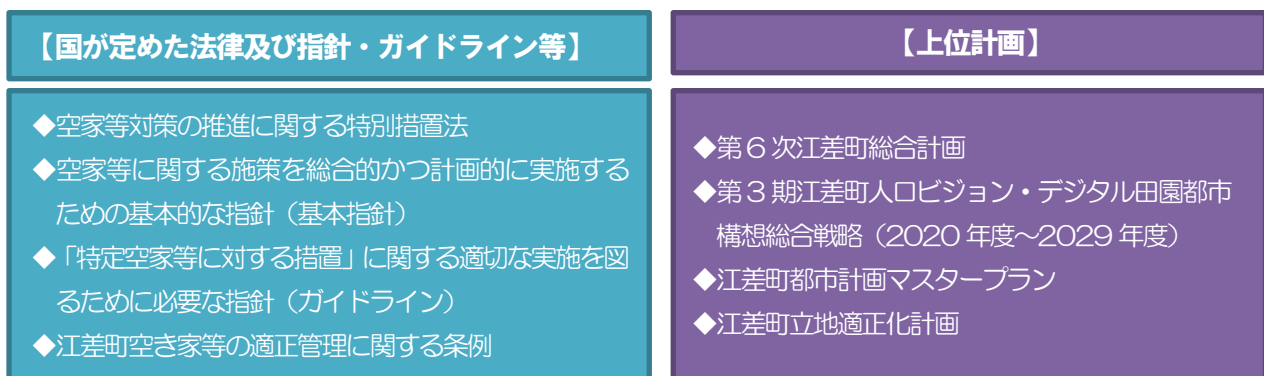
ガイドライン：「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針（平成27年5月26日）

条例：江差町空き家等の適正管理に関する条例（平成28年条例第6号）

2 本計画の位置づけ

この計画は、法第6条第1項に規定する「空家等対策計画」であり、法第5条に規定する国の基本指針に即して策定する計画です。

町の上位計画としては、令和2年度に策定された「第6次江差町総合計画」、関連する町の計画等としては「江差町都市計画マスタープラン」「江差町立地適正化計画」等があります。本計画は、これらの関連する計画と連携・整合性を図ります。



江差町空家等対策計画

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年度～令和12年度までの5年間とし、社会情勢や町の状況等の変化に応じて見直していきます。

4 計画の対象

(1) 対象とする空家等の種類

本計画の対象とする空家等の種類は、法第2条第1項で規定する「空家等」（法第2条第2項で規定する「特定空家等」を含む。）とします。

なお、町が所有又は管理する空家等についても、対策上必要な場合は計画の対象とします。

●空家等（空家法第2条第1項）

建築物※¹又はこれに附属する工作物であって居住その他使用がなされていないことが常態※²であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

●特定空家等（空家法第2条第2項）

そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険とおそれのある状態又は著しく衛生上有害となる恐れのある状態、適切な管理が行われないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう

※¹建築物・・・土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの、これに附属する門若しくは扉、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これに類する施設

※²常態・・・原則として1年を通じて使用がなされていない状態。

(2) 対象とする地区

当町の空き家は、中心部だけでなく、郊外部においても広く分布しており、管理不良な空き家も散在しています。

今後も高齢化が進むことにより当町全域で空き家の増加が予想され、継続的な空家対策を行う必要があることから、本計画における対象地区は町内全域とし、地域に即したきめ細やかな取組を推進することとします。

なお、対策の具体化とともに、特に必要があると判断した場合には、空家対策の重点地区を設け、対策の種類や順番等を検討します。

第2章 空家等の現状と課題

1 空家等の現状

(1) 人口と世帯の状況

国勢調査による当町の総人口は、平成17年（2005年）の10,131人から令和2年（2020年）には7,428人と減少傾向で推移しています。

世帯数は、平成17年の4,291世帯から令和2年（2020年）には3,542世帯と減少傾向にあります。

総人口と総世帯数から求められる世帯あたり人員は、平成17年の2.36人から令和2年には2.10人まで減少しています。

【図表1 当町の人口と世帯数の推移】

	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
人口	10,131	9,004	8,248	7,428
世帯数	4,291	3,968	3,752	3,542
1世帯あたり人員	2.36	2.27	2.20	2.10

(国勢調査)

(2) 空家の状況

本計画の策定にあたり当町では令和7年度に空家等実態調査を行い、町内の空家等の戸数や分布状況等について現地調査を行うほか、空家等の所有者等に対しアンケート方式で今後の意向調査を行いました。

今後、町ではこれらの調査によって得られた情報を整理し、対策等の検討を進めます。

①江差町の空家等件数

空家等と推定される建物は、町全体で令和8年3月現在、400件が確認されました。前回調査（平成28年）の429件から29件減少しています。

地区別に空家等の分布状況を見ると、茂尻町の45戸で最も多く、次に多いのが豊川町の30戸、水堀町の25戸となっています。

町名	戸数	町名	戸数	町名	戸数
新栄町	14	緑丘	3	尾山町	9
愛宕町	4	茂尻町	45	田沢町	8
豊川町	30	円山	7	伏木戸町	12
東山	0	陣屋町	19	柳崎町	18
桧岱	8	海岸町	4	五厘沢町	4
中歌町	9	南浜町	7	水堀町	25
姥神町	10	柏町	7	越前町	3
鷗島	0	南が丘	12	中網町	2
津花町	12	萩ノ岱	0	小黒部町	19
上野町	13	砂川	4	朝日町	5
橋本町	6	椴川町	7	鯨川町	13
本町	20	大瀬町	7	計	400
新地町	18	泊町	16		

②構造別・用途別空家数の戸数

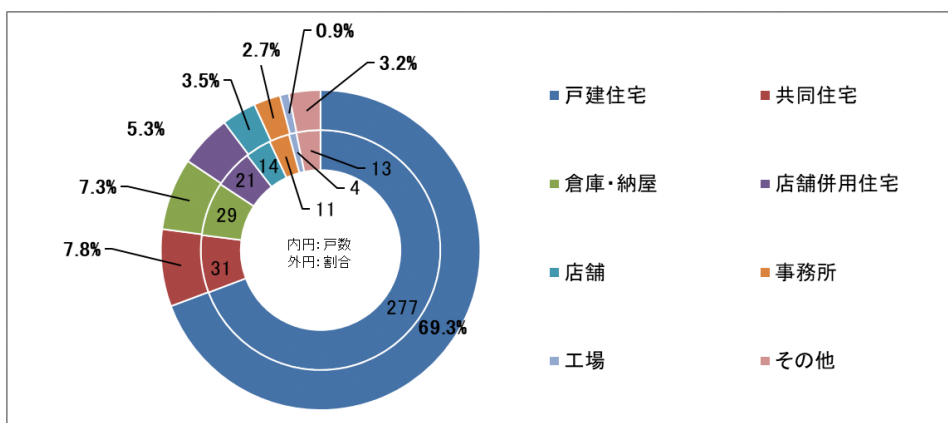
構造別・用途別に空家等の分布状況をみると、木造の戸建住宅の空家等が最も多く、空家等全体の約7割を占めています。用途別では戸建専用住宅が69%、構造別では木造が91%を占めています。

また、階数別では、2階建が55%、1階建が41%となっています。

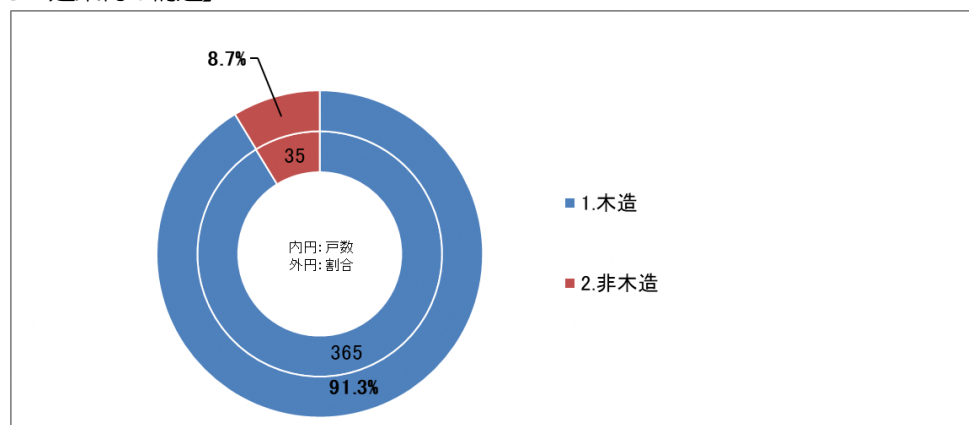
【図表3 構造別・用途別戸数】

構造・用途	戸建住宅	共同住宅	店舗	店舗併用住宅	倉庫・納屋	その他	計
木造	273	29	6	15	25	17	365
非木造	4	2	8	6	4	11	35
計	277	31	14	21	29	28	400

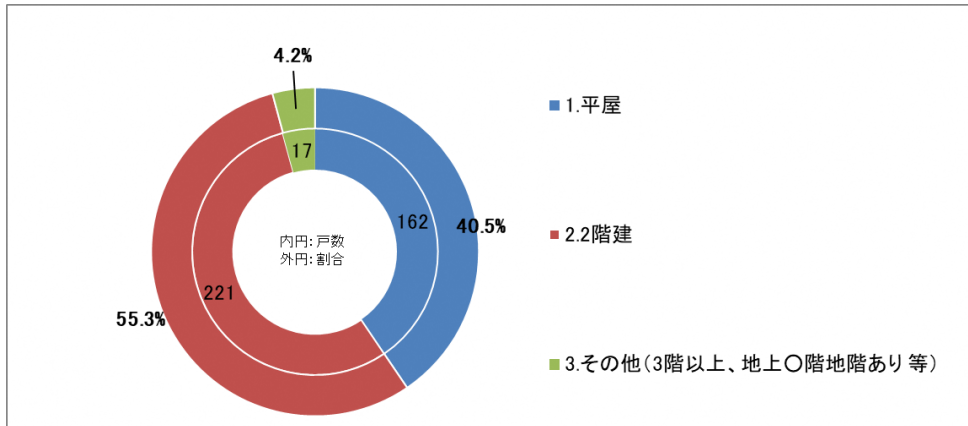
【図表4 建築物の用途】



【図表5 建築物の構造】



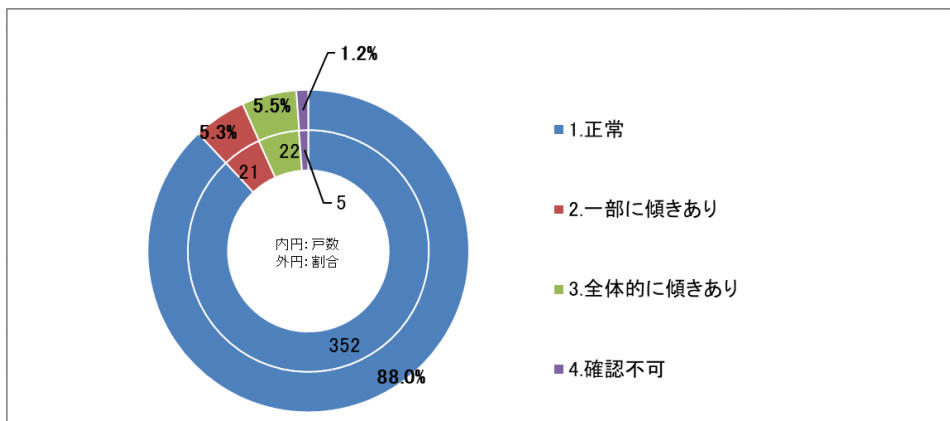
【図表6 建築物の階数】



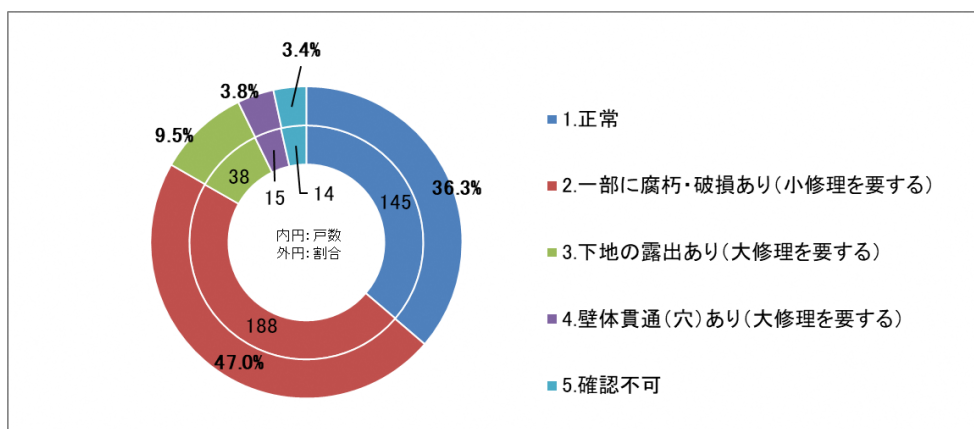
③建物の状態別の空家等の状況

建物等の状態別に内訳をみると、建物に傾きがある等、緊急的な対処が必要な空家等は少数でしたが、外壁、屋根及び窓等に破損のある空家等が多く、また、雑草や立木が繁茂するなど敷地の管理状態に問題のある空家等も比較的多くみられています。

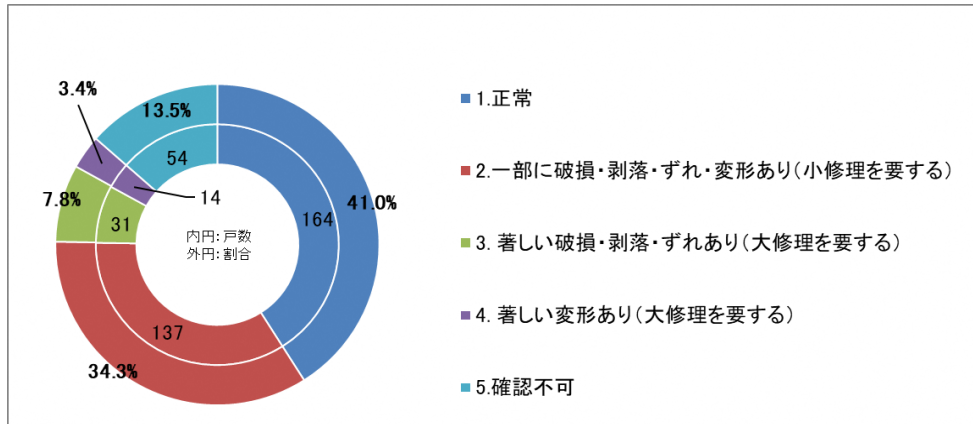
【図表7 建物の傾き】



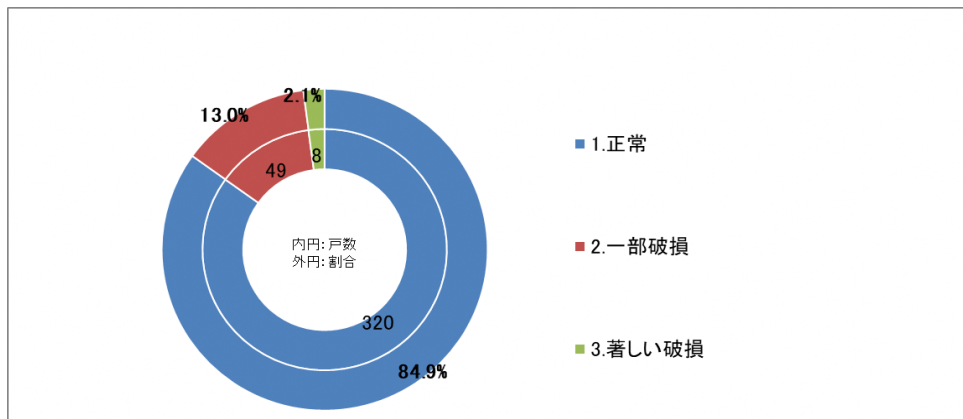
【図表8 外壁の状況】



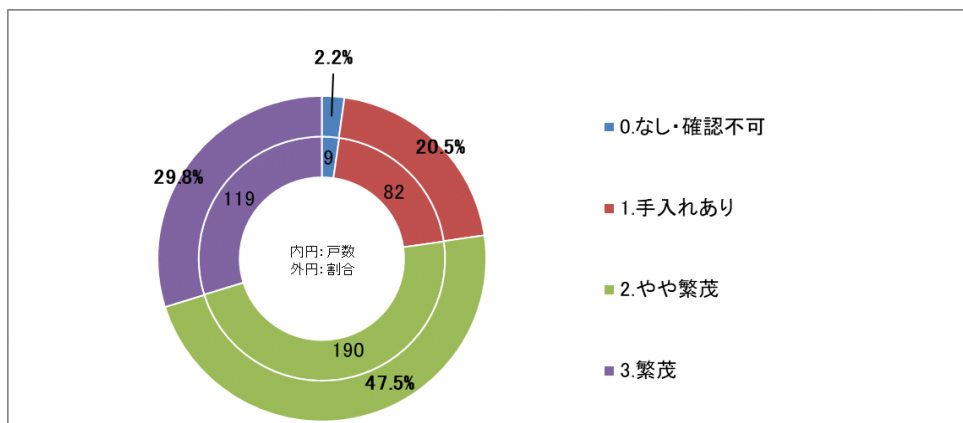
【図表9 屋根の状況】



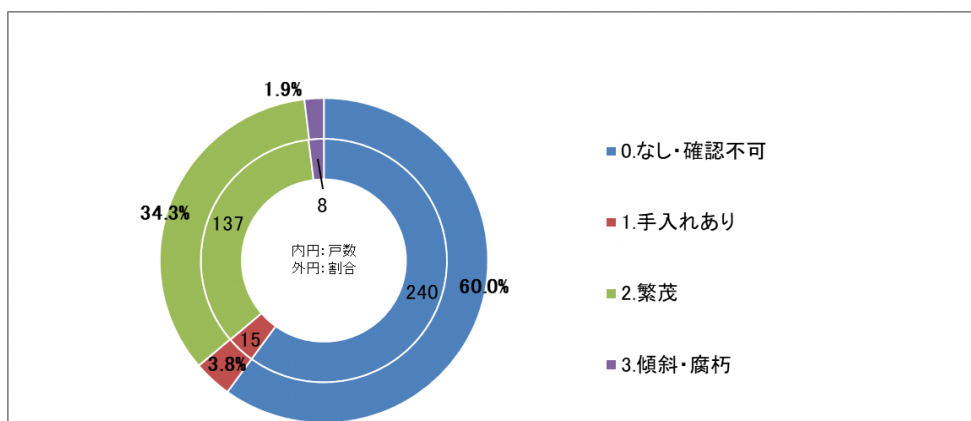
【図表10 窓ガラスの状況】



【図表11 雑草の状況】



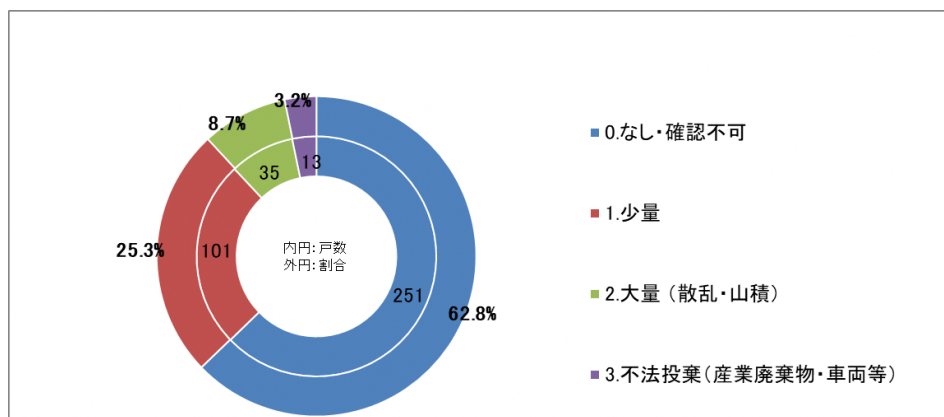
【図表12 立木の状況】



④ごみ・瓦礫・不法投棄の状況

建物の状態のほか、ごみ・瓦礫・不法投棄の状況をみると、衛生上有害とされる空家等の件数は、149件と全体の37.2%となりました。

【図表 13 ごみ・瓦礫・不法投棄の状況】

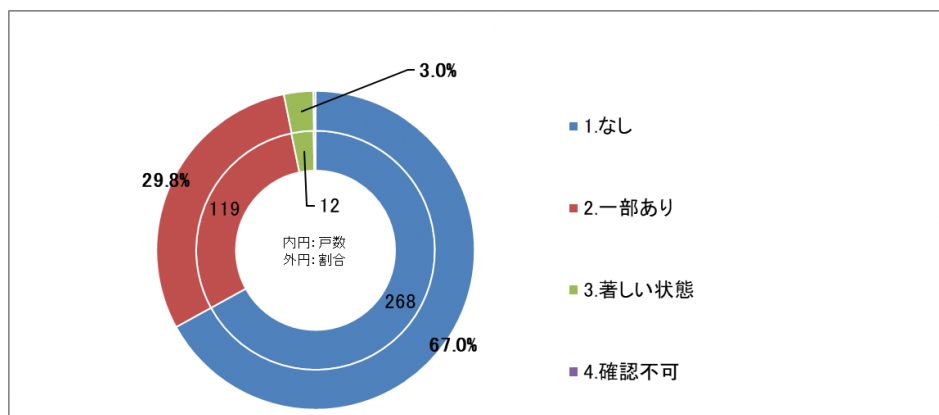


⑤危害・生活の妨げを与える可能性がある状態、防犯・防火上問題となる箇所

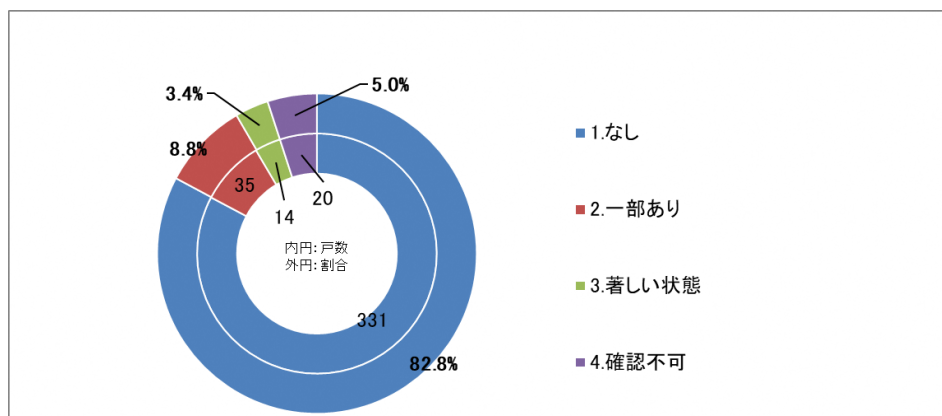
建物の状態のほか、危害・生活の妨げを与える可能性*がある空家等の件数は、131件と全体の32.8%となりました。また、防犯・防火上問題となる箇所では、「なし」が331件と全体の82.8%となりました。

*危害・生活の妨げを与える状態とは、電線等の垂れ下がり、建材飛散・脱落、立木・雑草がはみ出している状態のことをいいます。

【図表 14 危険・生活の妨げを与える可能性】



【図表 15 防犯・防火上問題となる箇所】



(3) 不良度判定の結果

①空家等の不良度ランクによる分類

本調査では、空家等 400 戸のうち、樹木の繁茂や接道状況、獣害の恐れ等から対象建物に近接できず、建物の損傷の程度等を十分に確認することが困難な 23 戸を除く 377 戸について、建物の不良度判定を実施しました。

判定方法は、本調査結果で得られた建物の物理的損傷の割合に応じて不良度判定基準に基づき評点を設定し、その合計点数が低いものから順に 4 段階 (A・B・C・D) に区分しました。

その結果、「小規模の修繕等により再利用が可能である」A ランクが 22 戸 (全体の 5.84%)、「管理が行き届いていないが、当面の保安上の危険は少ない」B ランクが 122 戸 (同 32.36%) であり、A・B ランク合わせて全体の約 38.2% を占めています。

また、「管理が行き届いておらず、損傷が激しいため保安上危険となるおそれがある」C ランクが 151 戸 (同 40.05%)、「倒壊の危険性があり、修繕や解体等の緊急度が高い」D ランクが 82 戸 (21.75%) であり、C・D ランク合わせて全体の約 61.8% を占めています。

このように、町内では、C・D ランクとして評価された危険性のある又は将来危険な空家等が過半を占める結果となりました。

不良度判定基準及び各ランクの判定内容は、下表のとおりです。

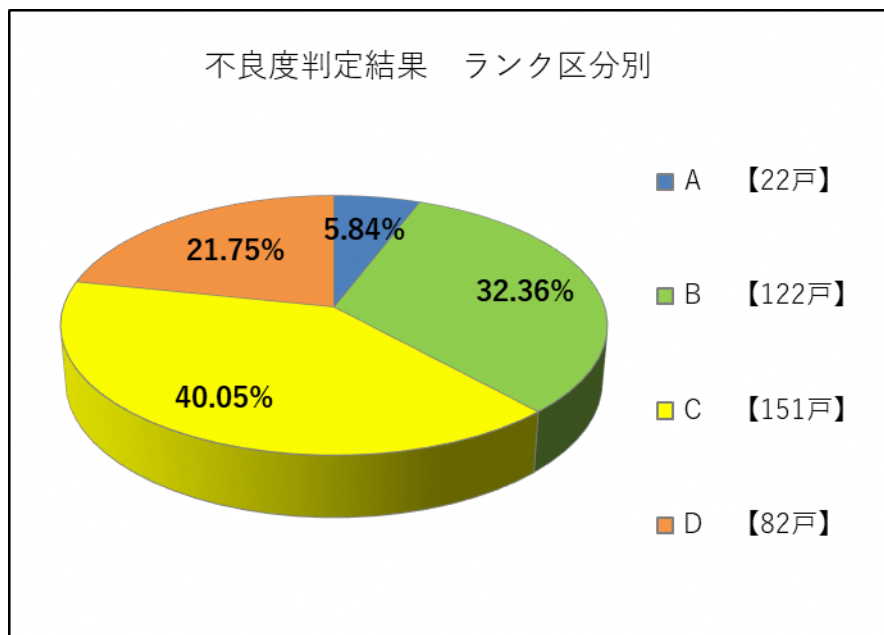
【図表 15 不良度判定基準】

評価区分	評価項目	評価内容	評点	測定点	
1	敷地	門・塀（フェンス）の状況	1. 正常	0	
			2. 一部破損	20	
			3. 著しい破損	30	
			4. 確認不可	0	
	擁壁の状況	1. 正常	0		
		2. 一部破損	50		
		3. 著しい破損	100		
		4. 確認不可	0		
2	基礎構造	基礎	1. 基礎なし	10	
			2. 独立基礎：玉石	5	
			3. 連続基礎：布・ベタ・CB	0	
			4. 確認不可	0	
	防火上または避難上の構造の程度	外壁の構造	1. 遮断（防火・防水・防音）機能あり 通常材料	0	
			2. 遮断（防火・防水・防音）機能なし 仮設（粗悪）材料	5	
			3. 確認不可	0	
		仮設（粗悪）材料の壁面数	1. 1～2面	0	
			2. 3面以上	10	
			3. 確認不可	0	
		外壁の構造2.の場合	1. 非可燃性材料	0	
			2. 可燃性材料（茅・ワラ等）	5	
	3. 確認不可		0		
	屋根・ふき材・軒の状況	屋根の構造	1. 正常	0	
			2. 一部に破損等あり（小修理を要する）	50	
			3. 著しい破損等あり（大修理を要する）	70	
			4. 著しい変形あり（大修理を要する）	100	
			5. 確認不可	0	
		屋根の状況	1. 正常	0	
			2. 一部に腐朽・破損あり（小修理を要する）	10	
3. 全体的に腐朽・破損あり（大修理を要する）			15		
4. 崩壊・垂れ下りあり（大修理を要する）			20		
5. 確認不可			0		
軒・庇の状況	1. 正常	0			
	2. 一部に腐朽・破損あり（小修理を要する）	10			
	3. 全体的に腐朽・破損あり（大修理を要する）	15			
	4. 崩壊・垂れ下りあり（大修理を要する）	20			
	5. 確認不可	0			
外壁・外装材の状況	外壁の状況	1. 正常	0		
		2. 一部に腐朽・破損あり（小修理を要する）	20		
		3. 下地の露出あり（大修理を要する）	30		
		4. 壁体貫通（穴）あり（大修理を要する）	50		
		5. 確認不可	0		
建物	基礎・土台	1. 正常	0		
		2. 一部に腐朽・破損あり（小修理を要する）	50		
		3. 全体的に腐朽・破損あり（不同沈下小 中大修理を要する）	100		
		4. 著しい腐朽・破損・変形あり（不同沈下大 崩壊の危険あり）	150		
		5. 確認不可	0		
	建物の倒壊・傾き	建物の倒壊	1. 正常	0	
			2. 一部倒壊	100	
			3. 全体倒壊	150	
	建物の傾き	建物の傾き	1. 正常	0	
			2. 一部に傾きあり	100	
			3. 全体的に傾きあり	150	
	その他破損箇所	窓ガラスの状況	1. 正常	0	
			2. 一部破損	10	
			3. 著しい破損	50	
			4. 確認不可	0	
付属建物		付属建物	1. 正常	0	
			2. 一部破損	10	
			3. 大部分が破損	30	
			4. 確認不可	0	
付属設備（破損・脱落・腐食・傾斜・ひび割れ等）		付属設備（破損・脱落・腐食・傾斜・ひび割れ等）	1. 煙突	5	
			2. 看板	5	
	3. 屋外階段		5		
	4. バルコニー（ベランダ）		5		
	5. アンテナ		5		
	6. 玄関・勝手口		5		
		7. 換気用パイプ 換気口	5		
		8. カーポート	5		
		9. その他	5		

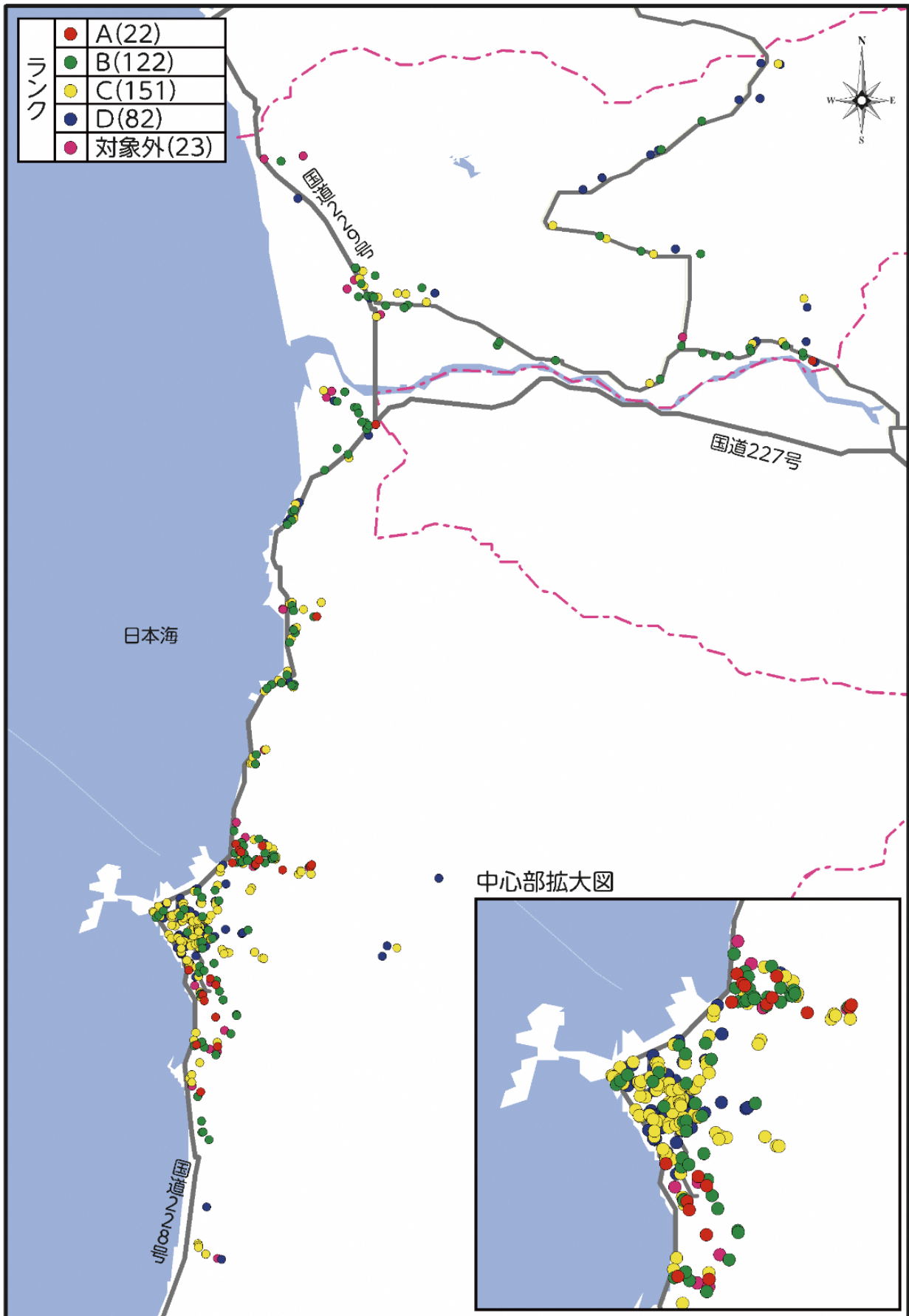
合計	
----	--

【図表 16 不良度判定結果】

不良度 ランク	判定内容	戸数	割合
A	小規模の修繕等により再利用が可能である	22戸	5.84%
B	管理が行き届いていないが、当面の保安上の危険は少ない	122戸	32.36%
C	管理が行き届いておらず、損傷が激しいため保安上危険となる おそれがある	151戸	40.05%
D	倒壊の危険性があり、修繕や解体等の緊急度が高い	82戸	21.75%
計		377戸	100%



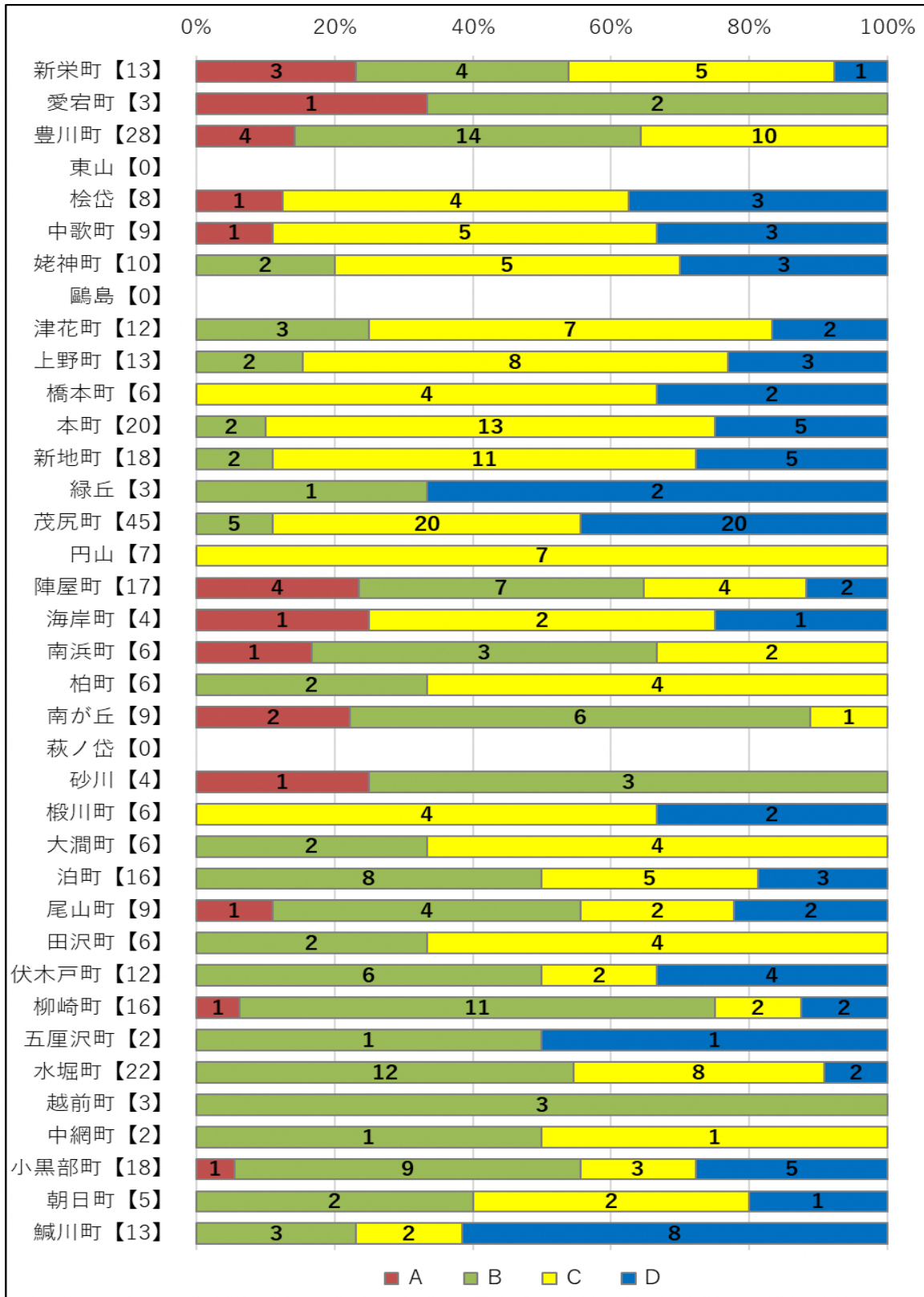
【図表 17 不良度ランク別の空家等分布図】



②地区別・不良度ランク別の戸数

不良度判定の結果を地区別に集計すると、「茂尻町」のほか「本町」「新地町」「津花町」でC・Dランクの空家等が多い一方、「豊川町」「柳崎町」及び「陣屋町」ではA・Bランクの空家等が多いことが判明しました。

【図表 18 地区別・不良度ランク別戸数】



単位：戸

(4) 空家等所有者への意向調査

現地調査結果で空家等と推定された建物 400 戸のうち、所有者等の住所が確認された 188 戸に対してアンケート方式による意向調査を実施しました。調査概要は以下のとおりです。

【図表 19 アンケート調査概要】

アンケート期間	令和 7 年 12 月 5 日～令和 7 年 12 月 19 日
送付数	188 件
回答数	92 件
回答率	48.9%
アンケートの設問項目	<ul style="list-style-type: none"> ● 建物の所有状況について ● 建物所有者について ● 建物の使用状況について ● 建物の管理状況について ● 今後の活用について ● 江差町への要望について ● 空き家情報バンク制度について ● 江差町危険空き家解体費補助金制度について

①建物の所有状況について

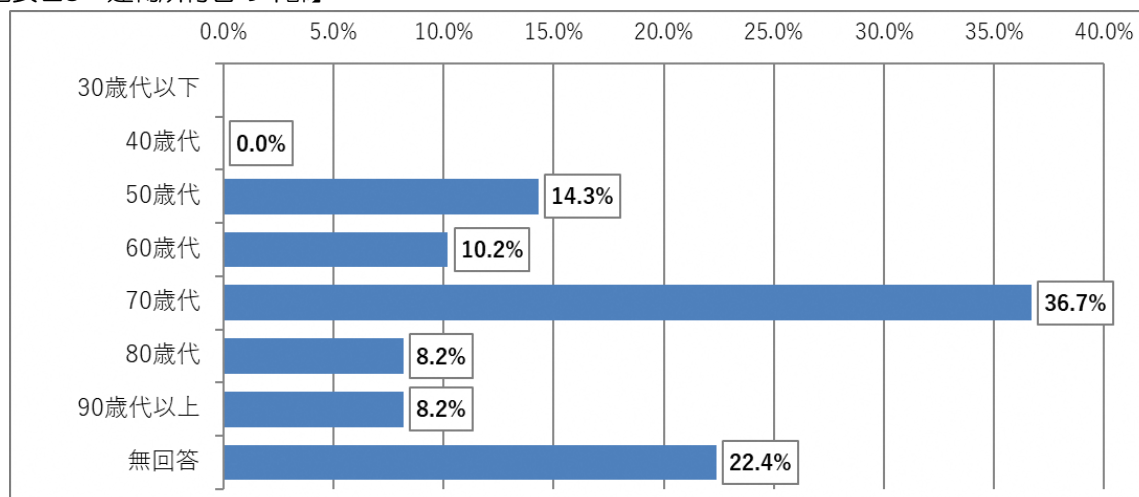
空き家とされている建物について、9 割以上が「建物の存在を知っている」と回答がありました。

②建物所有者について

建物所有者の在住について「江差町外の北海道内」が 42.9%と最も多く、道内市町村では「札幌市、函館市」が比較的多い状況となっており、「江差町内」における在住者は 30.6%となっています。

建物所有者の年齢については、「70 歳代」の 36.7%を頂点に「60 歳代」以上の高齢者が多く、全体の 6 割以上を占めています。

【図表 20 建物所有者の年齢】



③建物の使用状況について

現在の建物の使用状況では、「使用していない（空き家となっている）」が 47.8%で「居住、または倉庫や物置等で使用している」が 25.6%となっています。

建物の建築年度では「わからない」が 34.7%、「昭和 45 年以前」及び「昭和 46 年～昭和 56 年 5 月」が合わせて 50%以上を占めており、建築年度が 45 年を超える建物が多くなっています。

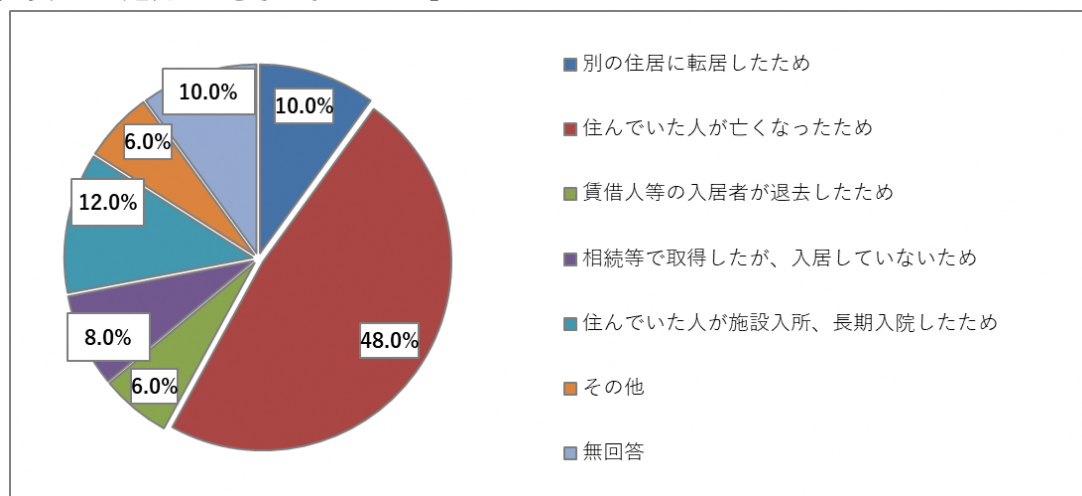
建物の空き家の経過年数では「10 年以上」が 46.9%、5 年以上経過した空き家が全体の 5 割以上を占めています。

建物の管理状況では「全体的に老朽化や破損があるため、住むには適していない」が 38.8%、「部分的に老朽化や破損はあるが、一部修繕すれば住める」の 28.6%を含め、破損等のある建物が全体の 6 割以上を占めています。

④空き家となった理由について

空き家となった理由については「住んでいた人が亡くなった」が48.0%、「賃借人等の入居者が退去したため」が12.2%、「別の住居に転居したため」が10.2%となりました。

【図表 21 建物が空き家となった理由】



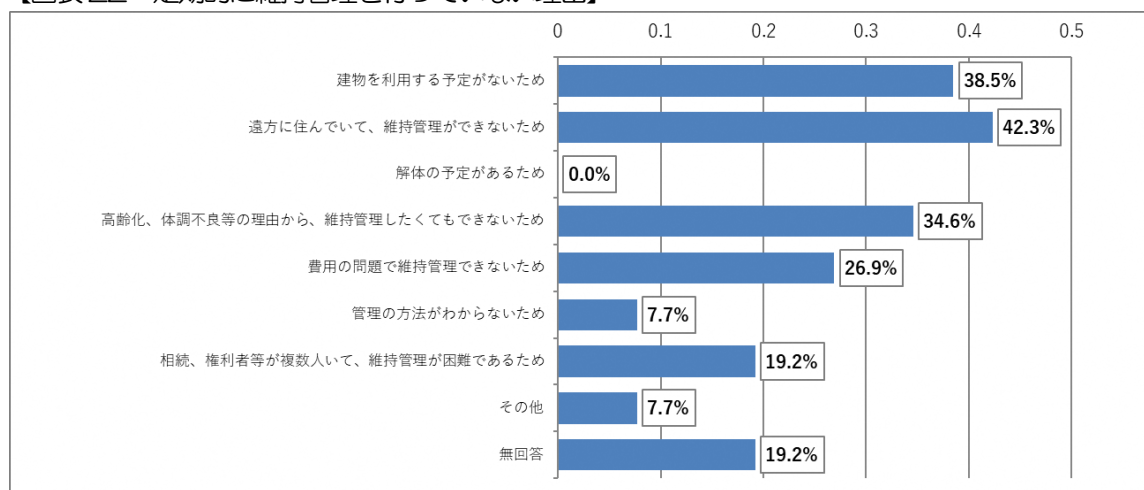
⑤建物の管理状況について

空き家及び敷地の定期的な維持管理について、「行っていない」が44.9%で「行っている」が46.9%とほぼ同数となっています。

定期的に維持管理を「行っていない」理由では、「遠方に住んでいて、維持管理ができないため」が42.3%、「建物を利用する予定がないため」が42.3%、「高齢化、体調不良等の理由から、維持管理したくてもできないため」が34.6%、「費用の問題で維持管理できないため」が26.9%、「相続、権利者等が複数人いて、維持管理が困難であるため」が19.2%と、空き家問題に様々な理由があることがわかりました。

定期的に維持管理を「行っている」方は、「所有者」または「所有者の家族・親族」で、維持管理を「行っている」回数では、「年に1回～数回程度」が61.0%、月に「1回～数回程度」の17.4%、「数年に1回程度」の13.0%となっており、維持管理の内容については、「敷地内の草取り、清掃」が87.0%、次に多いのが「破損等の確認」の78.3%でした。

【図表 22 定期的に維持管理を行っていない理由】

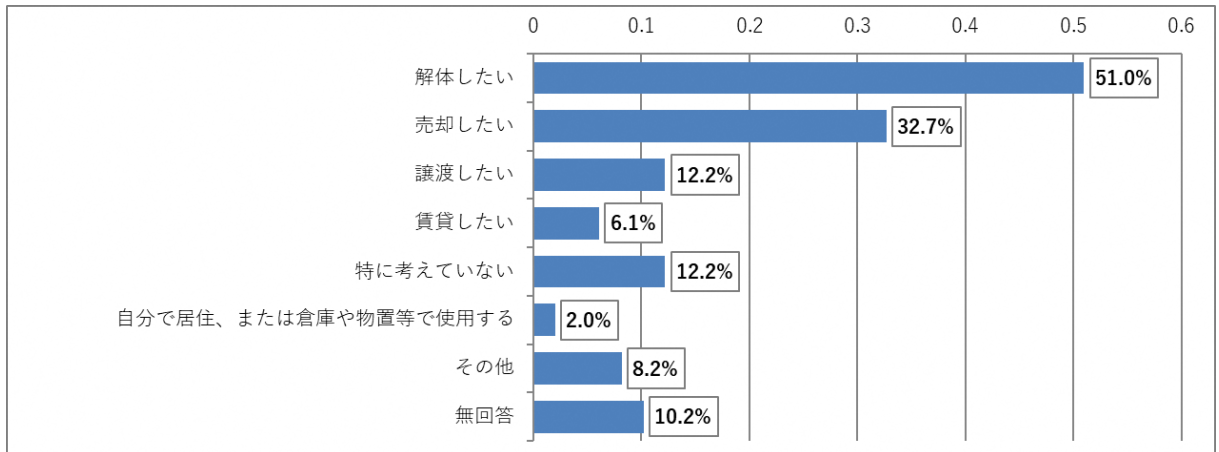


⑥空き家の今後の活用について

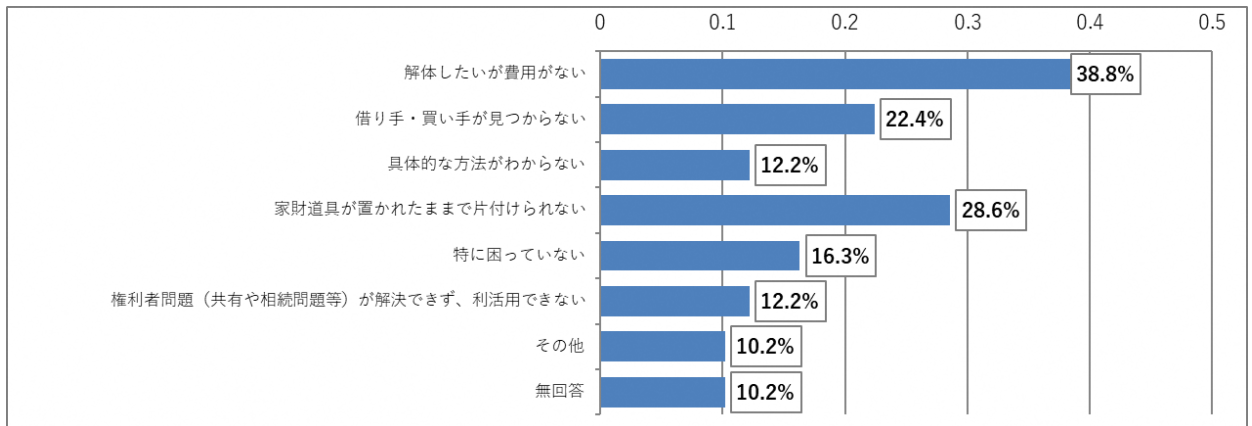
空家の今後の活用では「解体したい」が51.0%、「売却したい」が32.7%、「特に考えていない」が12.2%でした。

今後の利活用を考える上で困っていることでは、「解体したいが費用がない」が38.8%、「家財道具が置かれたままで片付けられない」が28.6%、「借り手・買い手が見つからない」が22.4%でした。

【図表 23 今後の利活用について】



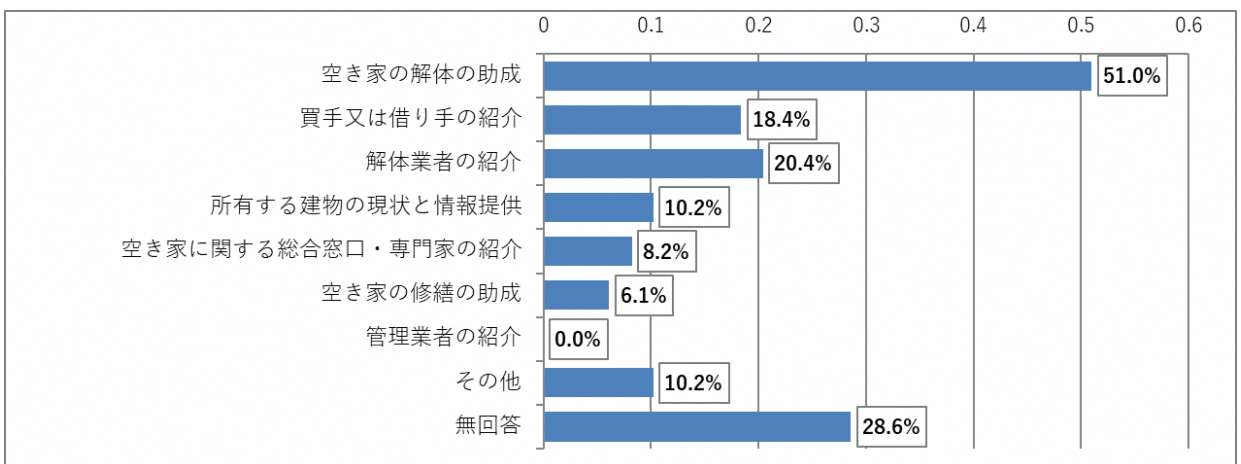
【図表 24 今後の利活用を考える上で困っていること】



⑦江差町への要望について

空き家対策について、町にどのような支援を要望するかでは「空き家の解体の助成」が51%、「解体業者の紹介」が20.4%と建物の解体に関する支援のほか、「買手又は借り手の紹介」が18.4%と既存空き家等の利活用に関する情報提供への要望がありました。

【図表 25 町に対する空き家の支援・要望】

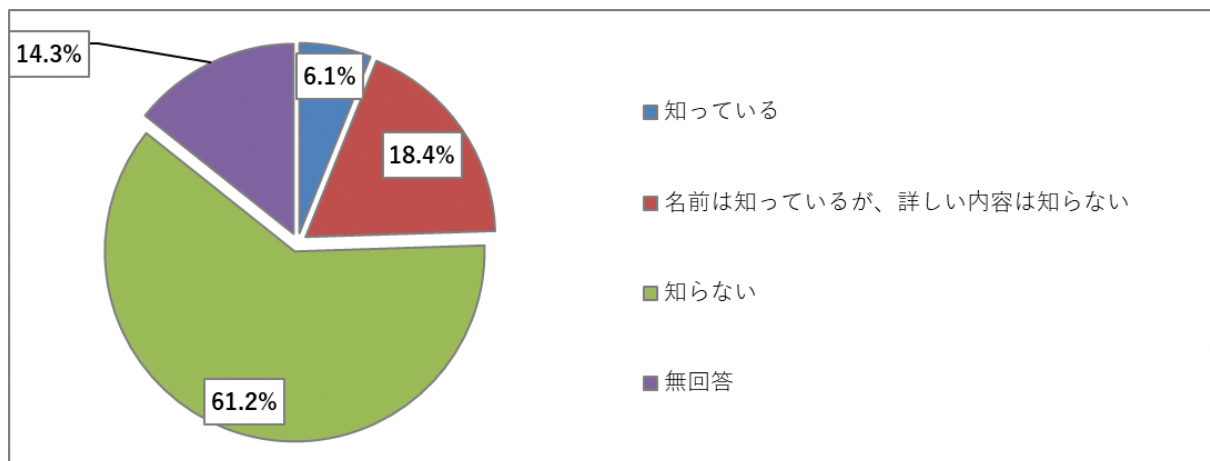


⑧空き家情報バンク制度について

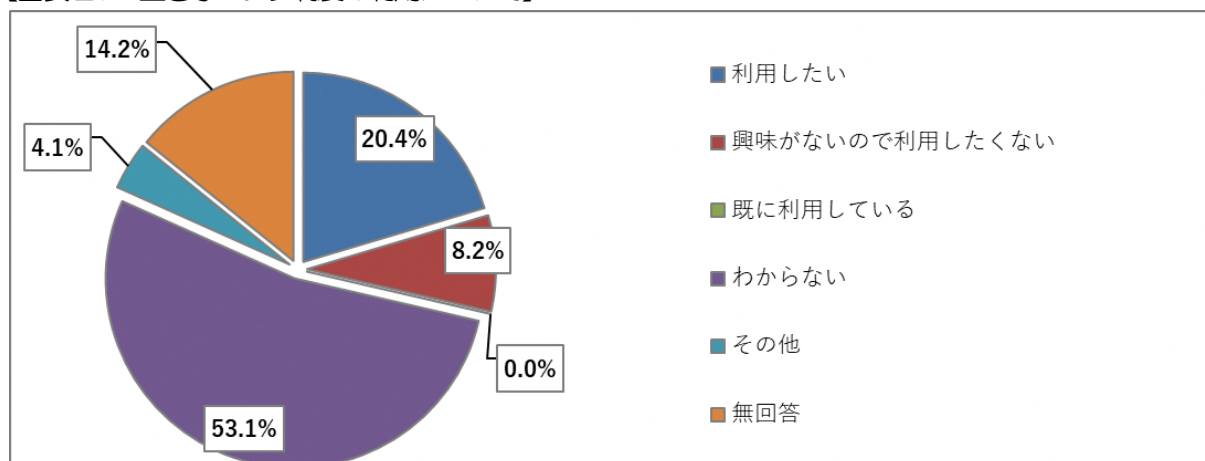
空き家バンク制度については、「知らない」が61.2%、「名前は知っているが、詳しい内容は知らない」が18.4%でした。

また、空き家バンク制度の利用については、「利用したい」が20.4%、「興味がないので利用したくない」が8.2%、「わからない」が53.1%でした。

【図表 26 空き家バンク制度について】



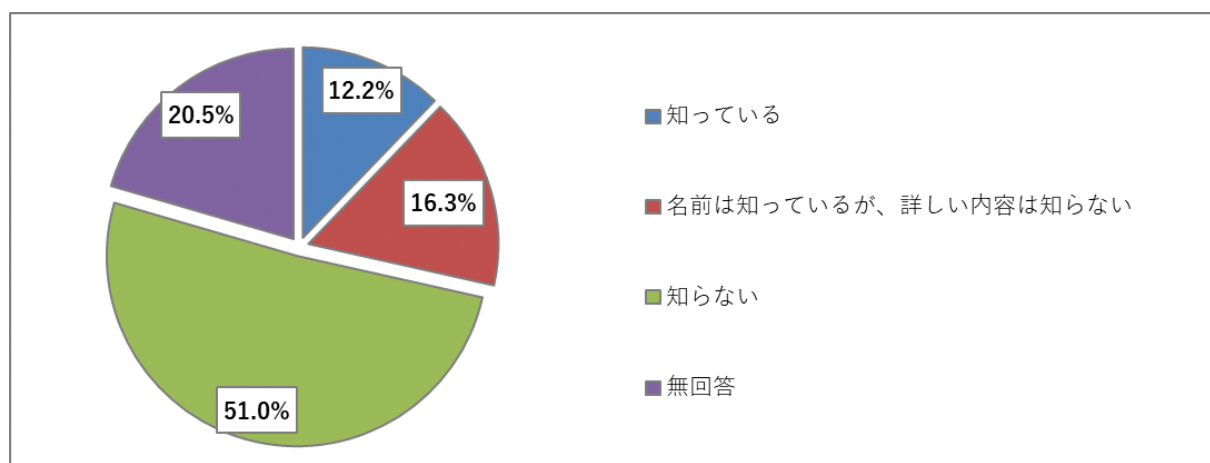
【図表 27 空き家バンク制度の利用について】

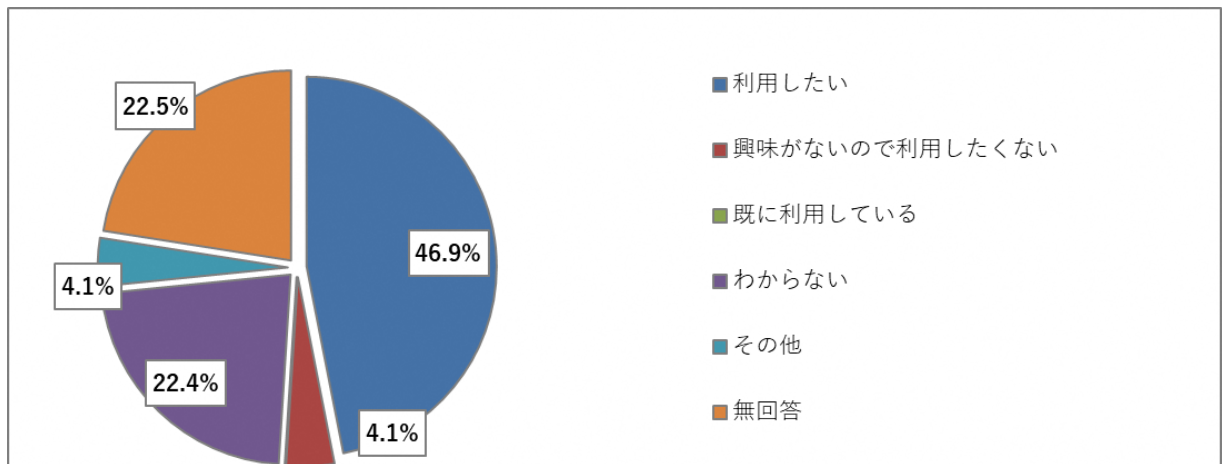


⑨江差町危険空き家解体費補助金制度について

江差町の危険空き家解体費補助金制度について、「知らない」が51.0%、「名前は知っているが、詳しい内容は知らない」が16.3%でした。

また、江差町の危険空き家解体費補助金制度の利用について、「利用したい」が46.9%、「興味がないので利用したくない」が4.1%、「わからない」が22.4%でした。





(5) 意向調査のまとめ

意向調査の結果から、空家等の所有者等が町に期待することとして「空き家の解体の助成」や「解体業者の紹介」のほか、今後の利活用で困っていることとして「解体したいが費用がない」や「家財道具が置かれたままで片付けられない」などの回答がありました。

このことから、解体費の助成も含めた現行施策の浸透と充足性について再検討するとともに、空家等の所有者等に対して必要な情報を適時入手できるような仕組みを構築する必要があります。

2 空家等に関する課題

(1) 空家等対策の必要性

空家等の適切な管理は、法第5条において所有者等の責務として定められています。

また、民法では空家等に起因する他人への損害については、占有者や所有者がその責任を負うこととされているため、所有者等の責任において適切に管理しなければなりません。

現状では、何らかの理由により空家等となった以降、適切に責務が果たされず放置されているものが見受けられます。

積雪寒冷地である当町は、冬期の積雪や低温などに加え、暴風雪などによる家屋の劣化が進みやすく、腐朽・破損が進行し周辺環境に悪影響を与えることや、屋根雪の落下による事故も懸念されます。

今後も空家等の総数が増加した場合、このような危険家屋が増加していくものと想定され、空家等対策に取り組む必要があります。

(2) 空家等対策に向けた課題

空き家の対策にあたっては、空き家が発生する原因や課題を把握することが必要となります。その内容を整理すると、以下のようなことが挙げられます。

①空家等の適正管理に関する課題

- ・所有者や管理者の高齢化、遠隔地に居住及び体調不良等の理由から十分な管理がなされていない
- ・定期的な維持管理がなされておらず、空き家の状況を把握していない
- ・相続放棄等で権利関係が複雑となり、所有者不明な空き家が増加している
- ・解体費用の負担が大きく検出が困難
- ・家財道具が置かれたままで片付けられない

②建物所有者や管理者の空家に対する理解不足への課題

- ・空き家の所有者や管理者として、当事者意識が非常に希薄な傾向にある
- ・放置しても最終的には町が対応してくれるなど認識に相違がある
- ・建物管理の必要性や周辺環境への影響に関わる理解が不足している

③相談窓口及び情報発信に関する課題

- ・問題解決のための専門知識や適切な相談先の情報が不足している
- ・借り手、買い手が見つからないなど、利用者への情報発信が不足している
- ・空き家バンク制度や江差町危険空き家解体費補助金制度について情報が不足している

第3章 空家等の対策

空家等対策にあたっては、空家等や管理不全な空家等が発生する要因や背景等を整理し、課題を明らかにして、有効な対策を行うことが必要です。

町では、次のとおり基本となる方針を掲げ、対策を進めていきます。

【対策の基本方針】

- 1 適切な管理の促進
- 2 流通・利活用の促進
- 3 特定空家等への対応

1 適切な管理の促進

(1) 空家等の実態把握

町では、令和7年度空家等実態調査により町内の空き家の実態把握を行いました。現在居住中の住宅等が空家になったり、空き家の管理不全の状態が進行することで、町による対策が必要な空き家は今後も発生し続けることが想定され、新たに発生する空き家を補足するための実態調査を継続するとともに、データの管理・更新及び活用を推進する体制を構築することが必要となります。

国の基本指針においても、「市町村が空家等対策を効果的かつ効率的に実施するためには既存の統計資料も活用しつつ、まず市町村の区域内の空家等の所在やその状態等を把握することが重要」とされています。

当町では、継続的に空家対策を行うにあたり、町内会や住民からの情報提供を有効活用し、将来にわたって空き家の実態把握と空き家問題の解消に努めていきます。

(2) 所有者等の当事者意識の醸成

空家等は個人の財産であり、所有者等が適切に維持管理することが原則ですが、経済的な事情や遠方に居住しているため適切な維持管理ができない状況となっています。

所有者等に対し、放置された空家等の危険性や周囲へ及ぼす悪影響などを認識させ、適切な維持管理の重要性を十分理解してもらうことが重要なことから、町広報紙やホームページ、各種パンフレットを活用して、所有者等へ空家等のリスクに関する意識啓発を目的とした情報提供に努め、危険な空家等の発生予防対策を推進します。

(3) 空家等の発生抑制の啓発

空家等自体の発生を抑制するためには、住まなくなる住宅を将来どうするかという見通しや対応について考えてもらうことも必要です。

そのため、日常から空家等の問題を認識してもらい、いざというときの心構えや知識を持ってもらうことが重要となります。

所有者等やその家族の方などに対し、意向調査の実施や町の空家等の対策について情報提供するなど、今後の見通しに向けた対策を実施していきます。

(4) 相談体制の整備

空き家の発生、維持管理に関する問題及び利活用に関する問題は、空き家等の所有者等の状況によって多様なケースが考えられることから、地域と連携して問題解決を図る必要があります。

所有者等が相談しやすいように総務課が相談窓口となり、関係団体と連携して対応します。

空家相談窓口・・・江差町役場総務課防災生活係

TEL 0139-52-6711 FAX 0139-52-0234

(5) 家財道具等の対処

空き家の利活用や除却が進まない原因として、空き家に家財等が置いたままになっていることが理由として挙げられています。

遺品整理や家財整理に関するサービスの活用方法等についての検討を進め、空き家の流通化や除却手続きの促進を図ります。

2 流通・利活用の促進

空家等実態調査の不良度判定において「小規模の修繕等により再利用が可能である」と判定された空家は22戸でした。

再利用が可能である空家等は、貴重な地域資源として利活用を促進することが必要となることから、民間団体と連携し、空き家の流通促進を図ります。

(1) 空き家バンクの活用検討

空き家等を利活用する主体は所有者等に限らないことから、空家所有者等に対して「空き家バンク」への登録を案内し、また、活用できる空家等を探している方に対して「空き家バンク」を紹介することで、需要と供給のマッチングを図ります。

空き家バンクシステムについては、北海道や町内の不動産事業者、民間団体と連携を取りながら、運用を検討します。

(2) 改修等による空き家の再生

修繕することによって利活用が可能な空き家については、地域における最適な利活用の方法について検討を行い、国の空き家対策総合支援事業や空き家再生等推進事業など、様々な補助の仕組みを活用して、地域のために空き家を再生させる事業の推進を検討します。

(3) 子育て世帯の新築・中古住宅購入助成との連携

町では、当町に定住する意思を持ち、新たに住宅を取得する子育て世帯に、購入費用を助成しています。町の政策と連携して、子育て支援のための利活用の促進等を検討します。

3 特定空家等への対応

特定空家等は、危険性や周囲への悪影響が発生するおそれが高い空家等であり、町民の安全・安心な暮らしを確保し、不安を払拭するためにも、所有者等に速やかに対応してもらう必要があることから、次の取組を進めます。

(1) 特定空家等の認定

特定空家等は、法第2条第2項及び条例第2条第2号において、以下の状態にあると認められる空家等とされています。

- ① 老朽化又は台風等の自然災害により建物その他の工作物が倒壊し、又はその一部が飛散する恐れのある危険な状態
- ② 不特定の者に侵入される恐れがあるなど、防火又は防犯上不適切な状態
- ③ 動物・昆虫等が繁殖し、周囲の生活環境を阻害し又は阻害する恐れがある状態
- ④ その他、管理上著しい支障を及ぼす恐れがあると町長が認める状態

特定空家等の認定基準は、基本方針で「国が示すガイドラインを参考として、各市町村において地域の実情を反映した、適宜固有の判断基準を定めることにより、特定空家等に対応することが適当」とされているほか、北海道及び道総研建築研究本部より、特定空家等を判断するための基準の数値化に加え、北海道特有の積雪寒冷地を考慮した参考基準が示されており、当町ではこれを特定空家等認

定基準としています。

特定空家の認定については、現地調査で把握した空き家の管理の状態に関する情報や町民の方々からの情報に基づき、緊急性の高い物件から庁内検討委員会の意見を踏まえて、町長が認定します。

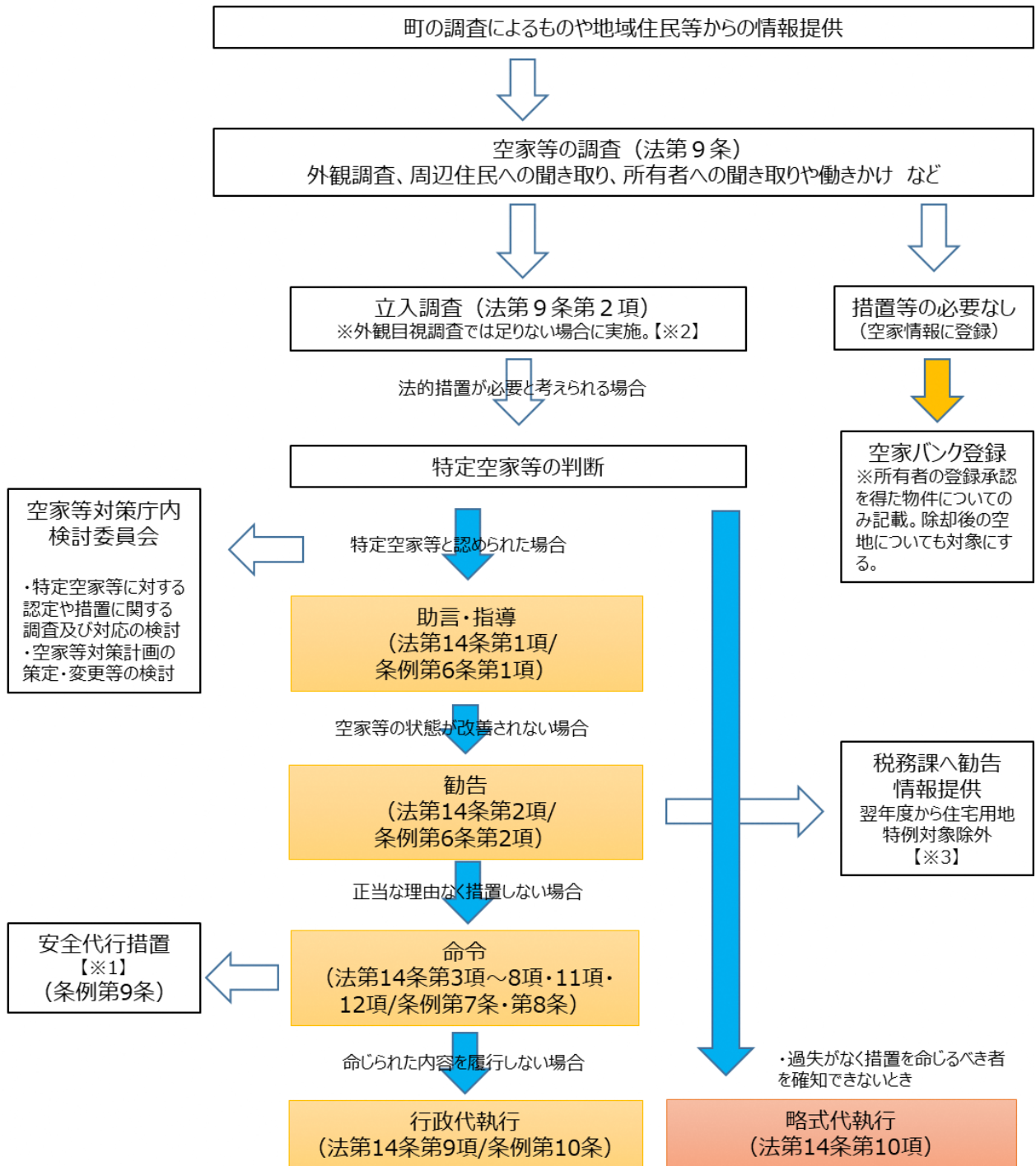
(2) 特定空家等の措置

認定された特定空家等の所有者等に対しては、法では「助言又は指導」「勧告」「命令」「代執行」の措置をとることができるかとされています。

また、これらの措置を講ずるかどうかについて、国のガイドラインでは、まず「周辺の建築物や通行人等に対し悪影響をもたらすおそれがあるか否か」等を判断し、あると判断された場合、「その悪影響の程度が社会通念上許容される範囲を超えるか否か、またもたらされる危険性について切迫性が高いか否か」等によって判断するとされています。

以上のガイドラインで示された観点を踏まえ、特定空家等の状況に応じ、どのような措置が必要になるか個別に判断して対応していきます。特に「勧告」「命令」や「代執行」といった処分性の強い措置を行う場合には、検討委員会の意見を踏まえて判断していきます。

◆江差町空家等対策フロー図



※法は「空家等対策の推進に関する特別措置法」

※1 安全代行措置

町長は、助言・指導・警告又は命令を行つた場合において、緊急に危険を回避する必要があると認めるときは、所有者等の同意を得て、当該危険を回避するために必要と認める最低限度の措置を講ずることができる。この場合において、当該措置に係る費用は所有者等の負担とする。

【江差町空き家等の適正管理に関する条例第9条】

※2 立入調査時に留意すべき事項

- ・立入調査実施の場合、法第9条第3項の規定により、立入予定日の5日前までに通知をするものとする。
- ・当該所有者に通知が困難な場合、通知をしなくてもよい。
- ・当該職員は身分証明書を携帯しなければならない。

※3 警告した場合、住宅用地特例対象外となる旨の記載をし所有者等へ周知を図る必要あり。

(3) 除却・解体補助制度

空き家の除却・解体については、あくまで所有者が自主的に行うことが原則ですが、意向調査の結果、経済的な事情等から除却が進まない実態が明らかになっています。

当町では平成31年度より「江差町危険空き家解体費補助金交付要綱」を定め、倒壊又は建築材等の飛散の恐れのある危険な家屋の解体を行う所有者等に対し、補助しております。

今後も町民の安全で安心な生活環境を確保し、所有者の自発的な除却を促進するため、倒壊又は建築材等の飛散の恐れのある危険な家屋の除却・解体についての補助を行い、国の再生事業など活用しながら、各年3～5件程度検討します。

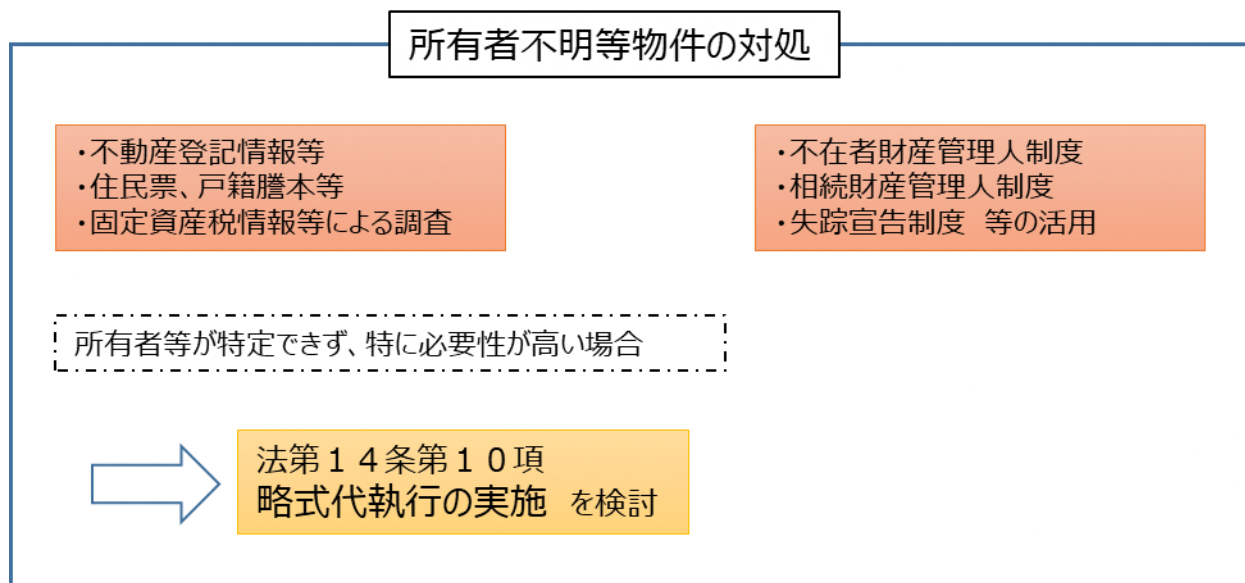
(4) 所有者等が不明な場合についての町の対応

特定空家等の対策にあたり、空家等の所有者等を特定するため、当町では、不動産登記情報による登記名義人の確認、住民票情報や戸籍謄本等による登記名義人や相続人の存否・所在確認、土地所有者や近隣住民の方への聞き取り調査、法第10条第1項の規定に基づく固定資産税情報の所有者等に関する情報の利用を行います。

ただし、こうした調査を行っても、所有者等が特定できない場合が考えられます。

その場合において、特に必要性が高い場合の対処方法として、以下の場合等には、法第22条第10項の規定による「過失なく措置を命ぜられるべき者を確知することができない」場合と考え、所有者が不明な空家等として略式代執行を行うことを検討します。

また、法定相続人全員の相続放棄が確認された場合は、所有者が存在しないと判断します。



4 対策の実施体制

(1) 庁内の組織体制と役割

空家等対策を関係する各課が連携して取り組みを進めるため、「江差町空家等対策庁内検討委員会」を設置します。

本検討委員会では、空家等に係る情報を共有し、効果的な対応策などについて協議するほか、特定空家等に関する協議を行うこととします。

江差町空家等対策庁内検討委員会の構成員と空家等対策各課担当事項

関係部署	空家等対策における担当事項
主務・防災 (総務課)	1) 空家等に関する相談対応 2) 空家情報の整理 3) 関係団体との連携調整 4) 庁内検討委員会の開催 5) 特定空家等認定に係る調査 6) 特定空家等に対する措置に関すること 7) 空家等対策計画策定に関すること 8) 空家適正管理情報の提供等 9) 災害時における空家情報の活用に関すること 10) 被災者向け住宅として活用可能な空家の把握
企画・移住定住 (まちづくり推進課)	1) 空き家バンクの運用に関すること 2) 総合戦略、総合計画等における空家等対策に関連する政策に関すること 3) 移住定住希望者の把握と空家バンク情報の提供 4) 空家等改修支援制度の検討 5) 空家のお試し住宅等への利活用の検討等
財 政 (財政課)	1) 空家等対策に係る予算措置に関すること 2) 町が所有する又は管理する空家等（普通財産）に関すること
税 務 (税務課)	1) 固定資産税情報提供 2) 特定空家等へ適正管理勧告した場合の固定資産税優遇措置の適用除外対応。
住 民 (町民福祉課)	1) 戸籍情報や住民登録の情報に関すること 2) 子育て世帯の新築・中古住宅購入助成に関すること
都市整備・建築 (建設水道課)	1) 空家等が沿道への障害となる物件への指導、都市整備上必要となる空家対策 2) 空家等の除却・活用に関する専門的な相談対応 3) 空家解体後の土地利用などの検討
消 防 (消防署)	1) 防火上適切な管理が必要な場合の指導
全庁共通	1) 空家情報の提供と共有化 2) 国の補助事業を活用した空家等の利活用の検討

(2) 関係機関等との連携

対策の効果的な実施のため、関係する各機関、民間団体等との連携協力を行います。

■国土交通省・北海道

空家等に関するすべての情報提供、相談等

■弁護士・司法書士・行政書士・土地家屋調査士

相続に関する相談及び調査、財産の所有権移転手続き等

■宅地建物取引事業者

所有者等の空家等利活用相談、空家バンクの充実等

■建設業者

空家等の解体、改修の相談及び対応等

■建築士

空家等の修繕、改善、耐震診断等の技術的な対応等

■金融機関

改修、解体等の資金での相談及び対応等

■警察

危険回避のための対応等

■町内会

空家等情報の提供、跡地の利活用等

■その他必要な団体等

(3) その他

連携団体については必要に応じて参加することを可能とします。

資料

江差町空き家等の適正管理に関する条例

平成 28 年 3 月 14 日

条例第 6 号

(目的)

第 1 条 空き家等の適正管理に関し、空き家等の所有者等の責務を明らかにするとともに、特定空き家等となつたとき又はその恐れがあるときの措置について必要な事項を定めることにより、地域における生活環境の保全を図り、安全で安心できる暮らしの実現を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 町内に所在する建物その他の工作物(既に倒壊したものを含む。)及びその敷地で、常時無人の状態にあるものをいう。
- (2) 特定空き家等 空き家等が次に掲げるいずれかの状態にあることをいう。
 - ア 老朽化又は台風等の自然災害により建物その他の工作物が倒壊し、又はその一部が飛散する恐れのある危険な状態
 - イ 不特定の者に侵入される恐れがあるなど、防火又は防犯上不適切な状態
 - ウ 動物・昆虫等が繁殖し、周囲の生活環境を阻害し又は阻害する恐れがある状態
 - エ その他、管理上著しい支障を及ぼす恐れがあると町長が認める状態
- (3) 所有者等 町内に所在する空き家等の所有者、占有者、又は管理者をいう。
- (4) 町民等 町内に居住し、若しくは通勤・通学する者又は町内に滞在する者をいう。

(所有者等の責務)

第 3 条 空き家等の所有者等は、特定空き家等にならないよう、自らの責任において適正な管理を行わなければならない。

(情報提供)

第 4 条 町民等は、特定空き家等の状態にあると認めるときは、速やかに町長にその情報を提供するものとする。

(立入調査等)

第 5 条 町長は、前条の規定による情報提供があつたとき、又は第 3 条に規定する適正な管理が行われていないと認めるときは、この条例の施行に必要な限度において、職員に必要と認める場所に立ち入らせ、当該空き家等の所有者等及び危険な状態の程度等に関し調査を行わせることができる。

(助言、指導及び勧告)

第 6 条 町長は、前条の調査により特定空き家等であると認めるとき、又はその恐れがあると認めるときは、当該空き家等の所有者等に対し、必要な措置について助言又は指導を行うことができる。

2 町長は、前項の助言又は指導を行つたにもかかわらず、なお、当該空き家等が特定空き家等の状態にあるときは、当該空き家等の所有者等に対し、相当の期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(命令)

第 7 条 町長は、空き家等の所有者等が前条第 2 項の規定による勧告に応じないとき、又は空き家等が著しく特定空き家等の状態であると認めるときは、当該所有者等に対し履行期限を定めて必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

(公表)

第8条 町長は、前条の規定による命令を行つたにもかかわらず、当該空き家等の所有者等が正当な理由なく命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 命令に従わない者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)
- (2) 命令の対象である空き家等の所在地
- (3) 命令の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

2 前項の規定による公表は、江差町公告式条例(昭和30年江差町条例第2号)第2条第2項に規定する掲示場への掲示又はその他の方法により実施する。

3 町長は、前項の規定により公表するときは、事前に当該公表に係る所有者等に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(安全代行措置)

第9条 町長は、助言・指導・勧告又は命令を行つた場合において、緊急に危険を回避する必要があると認めるときは、所有者等の同意を得て、当該危険を回避するために必要と認める最低限度の措置を講ずることができる。この場合において、当該措置に係る費用は所有者等の負担とする。

(行政代執行)

第10条 町長は、第7条の規定による命令を受けた所有者等がこれを履行しない場合において、他の手段によつてその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、行政代執行法(昭和23年法律第43号)に定めるところにより、自ら必要な措置を行い、又は第三者にこれを行わせ、その費用を当該命令を受けた者から徴収することができる。

(関係機関との連携)

第11条 町長は、必要があると認めるときは、警察署、消防署その他の関係機関に空き家等の管理不全な状態を解消するために必要な協力を求めることができる。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、江差町空き家等の適正管理に関する条例(平成 28 年条例第 6 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(情報提供)

第 2 条 条例第 4 条の規定による情報提供については、空き家等に関する情報提供書(別記様式第 1 号)を町長に提出する方法によるほか、口頭その他適宜の方法により行うことができるものとする。

(助言、指導及び勧告)

第 3 条 条例第 6 条第 1 項の規定による助言又は指導は、空き家等の適正管理に関する助言及び指導書(別記様式第 2 号)により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭その他適宜の方法により行うことができるものとする。

2 条例第 6 条第 2 項の規定による勧告は、空き家等の適正管理に関する勧告書(別記様式第 3 号)により行うものとする。

(命令)

第 4 条 条例第 7 条の規定による命令は、空き家等の適正管理に関する命令書(別記第 4 号様式)により行うものとする。

(意見を述べる機会の付与等)

第 5 条 条例第 8 条第 3 項の規定による意見を述べる機会の付与は、意見を述べる機会の付与 通知書(別記様式第 5 号)により通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けて意見を述べようとする者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して 14 日以内に、公表に対する意見書(別記様式第 6 号)を提出しなければならない。

ただし、意見書を提出しようとする者の任意の書類による提出は妨げない。

(安全代行措置)

第 6 条 町長は、条例第 9 条の同意を得た場合には、当該所有者等から同意書兼誓約書(別記様式第 7 号)を徴するものとする。

(行政代執行)

第 7 条 条例第 10 条の規定による代執行は、所有者等に対して履行期限を定めた空き家等の 適正管理に関する戒告書(別記様式第 8 号)を通知し、所定の期限までになおその義務を履行しない者に対し、空き家等の適正管理に関する代執行令書(別記様式第 9 号)により通知して行うものとする。

2 前項の規定に基づいて行う代執行に当たっては、執行責任者が立会い、その者が執行責任者であることを示す代執行責任者証(別記様式第 10 号)を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 空き家等を放置することにより人の生命、身体又は財産に害を及ぼすことが確実な場合において、緊急の必要があり、第 1 項に規定する手続をとる時間の余裕がないときは、その手続を経ないで代執行を行うことができるものとする。

(委任)

第 8 条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年規則第 7 号)

この規則は、公布の日から施行し、令和元年 5 月 1 日から適用する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内の常時無人な状態にあり、適正に管理されていないことにより、倒壊又は建築材等の飛散の恐れのある危険な家屋の解体を行う所有者等に対し、経費の一部を予算の範囲内において補助することにより、生活環境の保全と安全で安心なまちづくりを図るため、江差町補助金等交付規則（昭和54年規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において解体施工業者とは、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき北海道知事の解体工事者登録を受けた者又は建設業法（昭和24年法律第100号）による許可を受け建設工事を請け負う業者で町内に事務所又は営業所を有するものをいう。

(補助対象となる空き家)

第3条 補助対象となる空き家は、江差町空き家等の適正管理に関する条例（平成28年条例第6号）第2条第2号アに該当する空き家（以下「補助対象空き家」という。）とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれの要件にも該当する者とする。

- (1) 補助対象空き家の所有者・相続者・その他当該空き家を管理すべき者であること。
- (2) 江差町の税及び使用料を滞納していないこと。ただし、分納誓約者はこの限りでない。
- (3) 町内に事務所又は営業所を有する解体施工業者に解体工事を委託すること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員、及び江差町暴力団排除条例（平成24年条例第18号）第2条第2号に規定する暴力団員等でないこと。

(補助要件等)

第5条 この要綱による補助を受けることができる補助対象空き家は、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。ただし、町長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 申請時点において、使用の実態が無くなってから概ね1年以上経過している建物であること。
- (2) 所有権以外の権利が設定されていない家屋であること。ただし、所有権以外の権利が設定されている場合であっても、当該権利の権利者が当該家屋の解体について、すべての権利権者の同意書を、町長に提出できる家屋であること。
- (3) 解体に係る工事が、第10条第1項に規定する補助金交付を決定した年度の1月末日までに完了する家屋であること。
- (4) 補助を目的として故意に破損させた家屋でないこと。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費は、解体施工業者による補助対象空き家及びそれに付随する工作物等の解体工事にかかる費用（解体に伴い発生する産業廃棄物の処分費を含む。）とする。

ただし、次の各号に規定するものを除いたものとする。

- (1) 補助対象空き家の一部のみを解体する工事
- (2) 家財道具・機械・車両等の移転又は処分にかかる費用

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、予算の範囲内において前条の規定による補助対象経費の2分の1以内の額とし、そ

の限度額は50万円とする。この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

2 前項に規定する補助金は、特定空き家認定通知書が発布されてから、3年以内に解体したものに対して補助するものとする。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者(以下「交付申請者」という。)は、解体工事着手前に江差町危険空き家解体費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類等を添付し、町長に提出しなければならない。

(1) 所有者等であることを証明する書類(登記事項証明書又は固定資産税課税台帳記載事項の証明書の写し。ただし、これらの書類がない場合はこれに代わるものとして町長が認めた書類)

(2) 相続人であることを確認することができる書類(所有者が死亡している場合に限り。)

(3) 当該補助対象空き家の位置図・平面図及び現況写真

(4) 解体工事に係る経費の見積書の写し

(5) 江差町の税及び使用料の滞納がないことを証する書類(納税証明書・領収書又は分納誓約書の写し)

(6) 暴力団でない旨の誓約書(様式第2号)

(7) その他町長が必要と認める書類

(受付期間)

第9条 補助金の受付期間は、当該年度の予算執行可能日から1月末日までとする。ただし、受付期間内であっても予算枠に達した場合は受付を締め切るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、町長は11月末日において予算枠に残がある場合に限り、町長が必要と認めるときは、受付の期間を延長することができる。ただし、延長した受付期間において、予算枠に達した場合は受付を締め切るものとする。

(補助金の交付決定等)

第10条 町長は、第8条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、補助金交付の適否を決定し、江差町危険空き家解体費補助金交付決定通知書(様式第3号)により交付申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合に、必要があると認めるときは条件を付することができる。

(解体工事の着手)

第11条 前条第1項の規定による補助金交付決定通知書を受けた交付申請者(以下「交付決定者」という。)は、工事着手届出(第4号様式)に解体工事請負契約書又は請書の写しを添えて町長に提出しなければならない。

2 解体工事は、前条第1項の規定による補助金交付決定通知書を受ける前に、着手してはならない。

(解体工事の変更又は取り止め)

第12条 交付決定者は、当該決定を受けた後において、解体工事の内容・工事費若しくは解体施工業者等を変更し、又はやむを得ない理由により解体工事を取り止めようとするときは、江差町危険空き家解体費補助金変更(取り止め)申請書(第5号様式)に、次の各号に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

(1) 変更後の見積書の写し(解体工事費が変更となる場合に限り。ただし、工事金額に対して10パーセント未満の金額の変更の場合は不要とする。)

(2) その他町長が必要と認める書類

(実績報告)

第13条 交付決定者は、当該解体工事が完了したときは、速やかに江差町危険空き家解体費補助事業完了実績報告書（第6号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 解体に要した経費の支払いを証する領収書の写し
- (2) 解体工事の内容及び解体後の写真
- (3) その他町長が必要と認める書類
(補助金の額の確定)

第14条 町長は、前条の規定による完了実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは補助金の額を確定し、江差町危険空き家解体費補助金交付額確定通知書（第7号様式）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第15条 交付決定者は、前条に規定する通知を受けたときは、速やかに江差町危険空き家解体費補助金交付請求書（第8号様式）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定により請求を受けたときはこれを審査し、適正であると認めるときは、速やかに交付決定者に対して、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第16条 町長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときには、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽・その他不正の手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (4) 町長の指示に従わなかったとき。

2 町長は、前項の規定により、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すときは、江差町危険空き家解体費補助金取消通知書（第9号様式）により、また、既に交付した補助金の返還を命ずるときは、江差町危険空き家解体費補助金返納通知書（第10号様式）により通知するものとする。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(設置)

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)に規定する総合的かつ計画的な空家等対策の具体的な施策の協議検討及び庁内での情報共有並びに具体的解消策の円滑かつ適切な遂行を目的に、江差町空家等対策庁内検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において「空家等」とは、法第2条第1項に規定する空家等をいう。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 町内に所在する空き家等の状況に関すること。
- (2) 町内に所在する空き家等の課題に関すること。
- (3) 町内に所在する空き家等の対応策に関すること。
- (4) その他町内に所在する空き家等に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は副町長を、副委員長は総務課長をもって充てる。
- 3 委員会の委員は、別表に掲げる者をもって充てる。
- 4 委員長が必要と認めたときは、前項に掲げる者以外の者を委員に加えることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、委員が会議を欠席する場合には、当該委員の代理者の出席を求めることができる。
- 3 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者に会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、総務課防災生活係に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表(第4条関係)

委員
副町長
総務課長
まちづくり推進課長
財政課長
税務課長
町民福祉課長
建設水道課長
江差消防署長
総務課参事(環境・エネルギー・防災)